

EU AI 法：汎用目的 AI の行動規範及びガイドラインの最終版等の公表② －汎用目的 AI モデルの提供者の義務の適用範囲－

ヨーロッパニュースレター

2025 年 8 月 1 日号

執筆者:

石川 智也

n.ishikawa@nishimura.com

服部 啓

k.hattori@nishimura.com

2025 年 7 月 18 日に公表された汎用目的 AI モデルの提供者の義務の範囲に関するガイドライン¹では、汎用目的 AI モデルやシステミックリスクの該当性、如何なる場合に川下の事業者が汎用目的 AI モデルの提供者に該当し得るか等についての考え方が提示されており、実務対応にとって欠かせないと思われる。本稿では、同ガイドラインのうち、[ヨーロッパニュースレター2025 年 7 月 30 日号](#)で説明したエンフォースメントの部分以外、すなわち、①汎用目的 AI モデルの範囲、②システミックリスク、③汎用目的 AI モデルの提供者の義務、④汎用目的 AI モデルの提供者の義務のうちのオープンソースモデルの一部の義務の免除について、実務対応に影響がありそうな部分を中心に解説する。

1. 汎用目的 AI モデルの範囲

EU AI 法上、汎用目的 AI モデルの判断基準は明記されていないが、EU AI 法の前文(98)(99)において計算能力及びモデルのモダリティが考慮要素とされていることを勘案して、①学習計算量が 10 の 23 乗 FLOP を超えており、②言語(テキスト²又は音声³いずれも含む)、テキストから画像又はテキストから動画を生成する場合には、汎用目的 AI モデルに当たるとされる(ガイドライン(17))。もっとも、これらの閾値を満たしたとしても、例外的に、顕著な一般性を示さず、又は広いレンジの異なるタスクを実行できない AI モデルは、汎用目的 AI モデルには該当しないとされる。他方で、これらの閾値を満たさずとも、例外的に、顕著な一般性を示し、かつ、広いレンジの異なるタスクを実行できる AI モデルは、汎用目的 AI モデルに該当するとされる(以上につき、ガイドライン(20))。なお、学習計算量を推定する方法がガイドラインの Annex に示されており、学習計算量を推定する際に何を含めるべきかや、ハードウェアベース(GPU を追跡して学習計算量を推定する方法)又はアーキテクチャベース(直接モデルのアーキテクチャに基づいて演算を推定する方法)のアプローチという 2 つの方法を選択できること等が説明されている(以上につき、ガイドライン(117)(124))。

このように、究極的には、顕著な一般性を示し、かつ、広いレンジの異なるタスクを実行できる AI モデルか否かが基準になるものの、原則として参照すべき①②という客観的な基準が示されたことは有益であるよ

¹ European Commission, Annex to the Communication to Commission “Approval of the Content on the Draft Communication from the Commission - Guidelines on the Scope of the Obligations for General-purpose AI Models Established by Regulation (EU) 2024/1689 (AI Act)”, C(2025) 5045 final (Jul. 18, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/guidelines-scope-obligations-providers-general-purpose-ai-models-under-ai-act>.

² テキストはコードを含む(ガイドライン脚注 2)。

³ 音声は発話を含む(ガイドライン脚注 3)

うに思われる。ガイドラインでは、これらの基準に続き、汎用目的 AI モデルの該当例と非該当例も列記されている。

モデルは、開発、市場での利用可能性及び使用を通じたライフサイクルに沿って同一のモデルであるとみなされるため、モデル開発の段階に応じて異なるモデルであるとは評価されず、ライフサイクル全体を通じて、EU AI 法 53 条 1 項及び 55 条 1 項の義務を遵守する必要がある(ガイドライン(23)(24))。

2. システミックリスク

(1) システミックリスクの意義

EU AI 法上、以下のいずれかの条件を満たす場合には、汎用目的 AI モデルはシステミックリスクを有すると分類される(EU AI 法 51 条 1 項、ガイドライン(26))。

- ① 指標及びベンチマークを含む、適切な技術的ツール及び方法論に基づき評価される、高度なインパクトの性能を有すること(同項(a))
- ② 職権で又は科学パネルからの適格な警告に従って、欧州委員会の決定に基づき、Annex XIII に定める基準を考慮し、①に定めるものと同等の性能又はインパクトを有すること(同項(b))

①の「技術的ツール及び方法論」は、欧州委員会による委任法の採択を通じた具体化の可能性はあるものの、FLOP で測定された学習に使用される累積計算量が 10 の 25 乗を超える場合、システミックリスクを有すると推定される(EU AI 法 51 条 2 項、ガイドライン(28))。もっとも、欧州委員会には、EU AI 法 51 条 1 項の条件や同条 2 項の閾値を調整するための委任法を採択できる(EU AI 法 51 条 3 項)。また、欧州委員会は、これらの閾値が最先端の技術を継続して反映できるよう、アルゴリズムの改善やハードウェアの効率性向上等の技術的進歩を考慮して、必要に応じて追加のベンチマーク及び指標を補完する委任法を採択できる(EU AI 法 51 条 3 項、ガイドライン(29))。

②において、①と同等の性能又はインパクトを有するかの検討に当たっては、パラメータ数、データセットの品質又は規模、モデルの学習に用いられた計算量(FLOP により測定される、又は、推定学習コスト、学習に必要な推定時間若しくは学習のための推定エネルギー消費量といった変数の組み合わせにより示されるもの)、モデルの入力及び出力モダリティ⁴、モデルの性能に関するベンチマーク及び評価、EU 域内市場への高度なインパクトの有無(EU 域内に拠点を有する 1 万以上の登録ビジネスユーザーに提供されている場合、高度なインパクトが推定される)、登録エンドユーザーの数といった基準が考慮される(Annex XIII)。

(2) 欧州委員会への通知により認定される場合

① 欧州委員会への通知

汎用目的 AI モデルが、高度なインパクトの性能を有するという推定に至る要件を満たした場合、又は当該要件を満たす見込みであると認識した場合、その提供者は、欧州委員会に対して、不当な遅滞なく、かつ、

⁴ テキストからテキストへの変換(大規模言語モデル)、テキストから画像への変換、マルチモダリティ及び各モダリティに関する高度なインパクトの性能を決定する最先端の閾値、並びに、特定の出入力の類型等が含まれる。

当該要件を満たした後又は満たす見込みであると認識した後 2 週間以内に通知しなければならない(EU AI 法 52 条 1 項、ガイドライン(30))。汎用目的 AI モデルの学習には事前に計算リソースの割り当てを含め相当な計画が必要となるため学習の完了前にモデルが閾値を満たすか判断できる(前文(112))ところ、要件を満たす可能性が高いことが合理的に見込まれるときは、学習が完了する前であっても通知が必要となり得る(ガイドライン(31))。欧州委員会への通知には、通知要件を満たす提供者が推定した計算量(有効数字 2 桁の FLOP)及び計算量の推定に使用されたアプローチの説明を含めるべきとされる(以上につき、ガイドライン(32))。

② システミックリスクを有しない旨反駁するプロセス

汎用目的 AI モデルの提供者は、汎用目的 AI モデルが EU AI 法 51 条 1 項(a)の条件を満たすものの、システミックリスクをもたらさず、それ故にシステミックリスクを有する汎用目的 AI モデルに分類されるべきでないことを十分に正当化する主張を提示できる(EU AI 法 52 条 2 項)。かかる主張を行うに当たっては、モデルの能力に影響を与え得る情報(モデルアーキテクチャ、パラメータ数、学習例の数、データキュレーション及び処理技術、学習技術、入力及び出力モダリティ、想定されるツールの使用及びコンテキストの長さ等)を提示することが強く推奨されている(以上につき、ガイドライン(34)(35))。欧州委員会は、モデルが EU AI 法 51 条 2 項の要件を満たす等して高度なインパクトの性能を有すると推定されるものの、かかる推定に根拠がないと考える場合に上記の主張を行うことは適切であるとする一方で、高度なインパクトの性能を有するものの緩和措置を実装することでシステミックリスクをもたらさなくなることは、システミックリスクを有する汎用目的 AI モデルに該当しない理由にはならないと考えている点に注意が必要である(以上につき、ガイドライン(34)(40))。

欧州委員会が提供者の主張を拒絶する旨の決定をすれば、通知がなされた汎用目的 AI モデルはシステミックリスクを有するものとされ、その提供者は、当該汎用目的 AI モデルが EU AI 法 51 条 1 項(a)の条件を充足した時点よりその提供者としての義務を負う。システミックリスクを有しない旨の主張をした場合に、欧州委員会の決定が出るまでシステミックリスクを有する汎用目的 AI モデルの提供者としての義務が停止されるわけではない。他方で、提供者の主張が承認する旨の決定をすれば、提供者が承認決定の通知を受けた時点よりシステミックリスクを有する汎用目的 AI モデルの提供者の義務を負わないことになるものの、承認決定の前提となる事実に変動がある若しくはその見込みを認識した場合、又は、承認決定が著しく不完全、不正確又は誤導的な情報に基づいて行われたことを認識した場合、提供者は再度通知義務を負うことになる。これに伴い、欧州委員会は、承認決定を拒絶決定に変更する可能性がある。さらに、承認決定がなされたとしても、後に Annex XIII に定める基準に基づきシステミックリスクを有すると分類する可能性を排除するものではないことも確認されている(以上につき、ガイドライン(41)(42))。

(3) 欧州委員会の指定により認定される場合

欧州委員会は、科学パネルによる適格な警告に従って、又は職権により、システミックリスクを有する汎用目的 AI モデルの提供者を指定できる(EU AI 法 52 条 1 項第 3 文、同条 4 項、51 条 1 項(b))。指定できる要件及び EU AI 法 55 条のシステミックリスクを有する汎用目的 AI モデルの提供者としての義務の遵守が必要となる時点は、以下のとおりとされる(ガイドライン(46))。

すなわち、EU AI 法 51 条 1 項(a)に定める条件を充足しないにもかかわらず、欧州委員会が Annex XIII に定める基準に基づきシステミックリスクを有すると判断した場合には、指定決定の時点で EU AI 法 55 条

の義務の遵守が求められる。他方で、EU AI 法 51 条 1 項(a)に定める条件を充足するにもかかわらず、当該モデルの提供者より通知がなされない中で欧州委員会が同条件を充足すると判断した場合には、当該条件を充足した時点で EU AI 法 55 条の義務の遵守が求められる。

要件	EU AI 法 55 条の遵守が必要となる時点
欧州委員会が Annex XIII に定める基準に基づき、モデルが高度なインパクトの性能又は同等のインパクトを有すると判断した場合(EU AI 法 52 条 4 項)	指定決定の通知時点
EU AI 法 51 条 1 項(a)に定める条件を満たす汎用目的 AI モデルの提供者がシステミックリスクを有する旨を欧州委員会に通知しなかった場合(EU AI 法 52 条 1 項第 3 文)	EU AI 法 51 条 1 項(a)に定める条件を満たした時点

上記指定を受けた者は、その指定から 6 か月後以降に欧州委員会に再評価を求めることができる(EU AI 法 52 条 5 項)。また、その指定を維持する旨の決定がなされた場合、その決定から 6 か月後以降に欧州委員会に改めての再評価を求めることができる(ガイドライン(47))。

3. 汎用目的 AI モデルの提供者の義務の適用範囲

(1) 上市の考え方

汎用目的 AI モデルを EU 域内市場で上市している提供者は EU AI 法の適用範囲に含まれる(EU AI 法 2 条 1 項)ところ、汎用目的 AI モデルの「上市」は、当該モデルを EU 域内の市場で初めて利用可能にすることを指す(EU AI 法 3 条 9 項)。上市に該当する具体例がガイドライン(53)に示されているほか、上市の解釈は、New Legislative Framework に基づく製品安全法令の実装方法について解説した Blue Guide⁵における上市の定義の説明に沿って行うべきである旨説明されている(ガイドライン(54))。これは、EU AI 法が製品安全法令の枠組みに基づいて構成される規制であることの表れの 1 つともいえる。

(2) 汎用目的 AI モデルが AI システムに組み込まれた場合の提供者の考え方

汎用目的 AI モデルの提供者が、自らのモデルを自らの AI システムに組み込み、EU 域内の市場で利用可能とし、又はサービス供給した場合、汎用目的 AI モデルは EU 域内で上市したと評価され、AI システムに関する義務に加えて、汎用目的 AI モデルの提供者としての義務を負うことが前文で明確にされている(前文(97))が、ガイドラインにおいて、その他にも EU 域内に上市されたと評価され、汎用目的 AI モデルの提供者としての義務を遵守する必要のある場面が示されている。

具体的には、川上の事業者が汎用目的 AI モデルを開発し、当該モデルを EU 域内の川下の事業者にも初めて利用可能とした場合、汎用目的 AI モデルは EU 域内で上市したと評価され、川上の事業者は汎用目的 AI モデルの提供者に該当すると評価される。そして、当該汎用目的 AI モデルを AI システムに組み込み、EU 域内

⁵ Commission notice, The 'Blue Guide' on the Implementation of EU Product Rules 2022 (Text with EEA relevance) 2022/C 247/01 (Jun. 29, 2022), available at [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52022XC0629\(04\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52022XC0629(04)).

において上市又はサービス供給する川下の事業者は、AI システムの提供者となる可能性があり、この場合、EU AI 法上の AI システムに関して適用される義務を遵守しなければならない(以上につき、ガイドライン(57))。

また、川上の事業者が汎用目的 AI モデルを開発し、当該モデルを EU 域外の川下の事業者に初めて利用可能とし、当該川下の事業者が EU 域内に上市又はサービス供給する AI システムに当該モデルを組み込む場合、組み込まれた AI システムが EU 域内で上市又はサービス供給された時点で、当該モデルも上市されたと評価されることが考えられる。また、川上の事業者は、EU 域内で上市したり、サービス供給したりする予定の AI システムへの当該モデルの組み込みを含め、明確かつ明白に EU 域内での当該モデルの流通及び使用を除外していない限り、当該モデルの提供者と考えるべきとされる。もし、川上の事業者が上記の除外を行った場合には、当該モデルを当該 AI システムに組み込んで EU 域内に上市又はサービス供給した川下の事業者が当該モデルの提供者に当たると考えるべきともされる(以上につき、ガイドライン(58)(59))。

最後の点は、汎用目的 AI モデルを開発し、EU AI 法の適用リスクを極力低減したいと考える企業にとっては、特に知っておくべき論点であるといえよう。

(3) 川下の事業者が汎用目的 AI モデルの提供者に該当し得るか

汎用目的 AI モデルを改変又はファインチューニングする川下の事業者は、改変がモデルの一般性、性能又はシステムリスクに重大な変更をもたらす場合に限り、汎用目的 AI モデルの提供者と評価される。具体的には、元のモデルの学習の計算量が 3 分の 1 を超えるかが重大な変更の判断基準となる。3 分の 1 を超えるか把握又は推計できない場合には、汎用目的 AI モデルがシステムリスクを有するときは、高度なインパクトの性能が推定される計算量(累積計算量が 10 の 25 乗 FLOP)の 3 分の 1 を超えるかが、システムリスクを有しないときは、汎用目的 AI モデルへの該当性が推定される計算量(累積計算量が 10 の 23 乗 FLOP)の 3 分の 1 を超えるかが、重大な変更の判断基準になるとされる(以上につき、ガイドライン(62)(63)(64))。

川下の事業者がモデルの改変又はファインチューニングにより汎用目的 AI モデルの提供者となる場合、改変又はファインチューニングした部分に限定して、EU AI 法 53 条 1 項(a)(b)に基づく情報提供義務を負い、また、EU 著作権法の遵守に係るポリシーの実装(同項(c))、学習コンテンツのサマリーの公表(同項(d))もその部分に限定して実施すれば足りるとされる(前文(109)、ガイドライン(68))。なお、汎用目的 AI モデルの提供者となる川下の事業者も EU AI 法 54 条に基づく認定代理人の選任義務を負う(ガイドライン(69))。

また、川下の事業者がシステムリスクを有する汎用目的 AI モデルを改変し、汎用目的 AI モデルの提供者となる場合は、生成されたモデルは高度なインパクトの性能を有すると推定される。そのため、システムリスクを有する汎用目的 AI モデルに当たると評価され、欧州委員会への通知その他の義務を負うとされる(以上につき、ガイドライン(70)(71))。

4. オープンソースモデルの一部の義務の免除

無償でオープンソースのライセンスに基づいてリリースされ、アクセス、使用、改変及び流通が可能な AI モデルであって、そのパラメータが公表されている AI モデルの提供者は、システムリスクを有しない限り、EU AI 法 53 条 1 項(a)(b)に基づく AI Office 及び加盟国当局並びに AI システムに組み込もうとする提供者への情報提供義務が免除される(EU AI 法 53 条 2 項)。これは、そのようなモデルは、EU 市場における研究及びイノベーションに貢献し、EU 経済に重要な成長機会を提供することができる一方で、重み、モデル

アーキテクチャに関する情報、モデルの使用状況に関する情報を含むパラメータが公表されている場合、高いレベルの透明性と公開性が確保されていると評価されるべきである(前文(102))ことによる。もっとも、著作権法がどのように遵守されたかや、学習に使用されたデータに関する実質的な情報は明らかではないため、汎用目的 AI モデルの提供者の義務のうち、著作権等に関する EU 法の遵守を含むポリシーの実装、学習に使用されたコンテンツの詳細なサマリーの作成・公表を行う義務(EU AI 法 53 条 1 項(c)(d))は免除されない(以上につき、ガイドライン(74)(75))。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com